4　防災管理点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

一　精神の機能の障害により防災管理点検資格者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったことが判明したとき。

二　禁錮以上の刑に処せられたとき。

［三　略］

四　建築物その他の工作物の防災管理上必要な事項等の点検を適正に行っていないことが判明したとき。

五　資格、実務の経験等を偽ったことが判明したとき。

六　消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかったとき。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和元年十二月十四日から施行する。

○総務省令第六十四号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び総務省関係法令を実施するため、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

総務大臣　高市　早苗

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する等の省令

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 （趣旨） **第一条**　総務省関係法令に規定する手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。 2　総務省関係法令に規定する手続等（情報通信技術活用法第六条から第九条までの規定を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特段の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用法及びこの省令の規定の例による。 （定義） **第二条**　この省令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用法において使用する用語の例による。 2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一　略］ 二　電子証明書　次に掲げるもの（行政機関等が情報通信技術活用法第六条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。 ［イ～ハ　略］	総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 （趣旨） **第一条**　総務省関係法令に規定する手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。 ［新設］ （定義） **第二条**　この省令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術利用法において使用する用語の例による。 2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一　同上］ 二　電子証明書　次に掲げるもの（行政機関等が情報通信技術利用法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。 ［イ～ハ　同上］